



# NPOを知る

## ～NPOを知ろう～

ここでは、NPOとはどのような団体なのか、また、その特性は、といったNPOに関する基本的な概念を学びます。

### 1. 本手引書におけるNPOの定義

NPOと一口に言っても様々な捉え方がありますが（下図参照）、本手引書では、NPOを行政や企業の協働の相手として想定し、次のように定義します。

**NPO … 市民活動を行う団体。  
例えば、NPO法人、ボランティア団体など。**

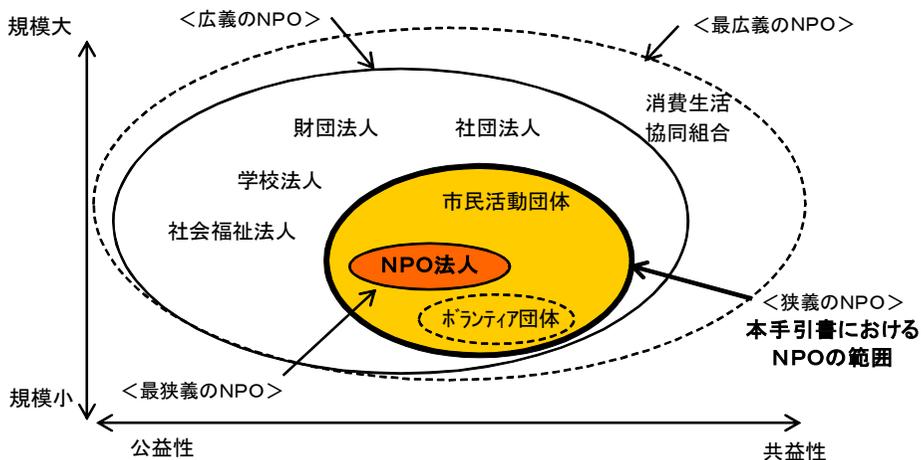
それでは、市民活動とは何でしょうか？

市民活動に関して、平成13年に本市が策定した「市民活動促進基本指針」の定義をもとに、本手引書では次のように定義します。

**市民活動 … 市民の自主的な参加による自発的な活動で、利益の獲得を目的としない公益性を有する活動**

ここで言う「公益性を有する」とは、活動の対象が特定されていないことを指しており、法人格の有無や種類等の組織形態で考えるのではなく、社会的サービスの提供や社会的課題・地域課題の解決など、組織の目的や活動内容に着目して考えます。

#### 《NPOの概念図》



(山岡義典編著「NPO基礎講座」(ぎょうせい発行)をもとに作成)

はじめに

NPOを知る

基本編

実践編

環境づくり

事例編

資料編



## 2. NPOは他の団体と何が違うの？ .....

NPOとそれ以外の団体とは、何が違うのでしょうか。P.4 で定義したNPOは次のような特徴を備えています。

- ① 自主性・自発性に基づく活動であること-----

NPOは、社会的使命を持っており、それに共感する人々が自主的に参加し、自発的に活動を行っています。
- ② 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的を持つ活動であること-----

「不特定かつ多数の者の利益」とは、「公益」であるということです。ただし、社会的弱者といった特定の方を対象とした活動であっても、その結果が社会的課題の解決につながるものは「公益」と言えます。
- ③ 利益の獲得を目的としないこと-----

NPOは、活動によって利益を得たとしても、株式会社のように利益を分配せず、次の活動に投資しています。なお、職員が労働の対価として賃金を受け取ることは、利益の分配には当たりません。
- ④ 行政機関の一部でないこと-----

NPOは、民間団体として活動しています。
- ⑤ 政治活動や宗教活動を主な目的としない活動であること-----

NPOは、宗教の教義を広めて信者を獲得したり、特定の政党を推薦・支持・反対したりといった活動はしていません。
- ⑥ 組織であること-----

NPOは、会則を持ち、代表者や役員を定め、会計処理がきちんとされるなど、組織的に活動しています。
- ⑦ 参加したい市民に対して開かれた活動であること-----

NPOは、活動に参加したい市民に対して、開かれた仕組み（会員制度やボランティアの参加）を持っています。



### 3. NPOの良さは何だろう？ .....

NPOは、多様性・柔軟性・専門性など様々な特性を持っており、行政の持つ公平性や企業の利潤追求といった行動原理にとらわれず、社会的課題に対して迅速で先駆的な取り組みができます。これらの特性を理解することで、より円滑な協働が可能となります。

#### ① 個別性・多様性

NPOは、多様化・複雑化する社会的課題に個別に対応し、独自の捉え方で活動を展開しており、幅広い分野において多種多様な社会サービスを生み出しています。

#### ② 機敏性・柔軟性

NPOは、制度的な枠組みや公平性にとらわれず、時機や状況に応じて臨機応変にサービスを提供できる機敏性と柔軟性を持っています。

#### ③ 先駆性

NPOは、独自の考えで自発的に取り組むことから、行政が制度的に対応しにくい新しい社会的課題に対して、実験的に取り組むことが可能です。このような先駆的な活動の中には、後に社会の理解や賛同を得て行政によって制度化される場合もあります。





④ 専門性

NPOの社会的使命に共感し、職域を越えて様々な経験や専門知識を持った人材が集まり、自発的な活動が継続的に行われることで、その活動分野における専門的な知識やノウハウが蓄積され、社会的課題に対するより高度な取り組みが可能となります。

⑤ 社会変革性

NPOは、その活動を通じて発見した社会的課題やニーズを解決するために、新しい公共サービスの必要性を、企業や行政などと異なる視点から提言し、その活動は社会を変革するきっかけとなります。

⑥ 当事者性・市民の主体性

活動への参加者には、社会的課題を抱える当事者が含まれることが多く、自分たちでその課題を解決しようとする当事者性を有するため、きめ細かな活動を行うことができます。



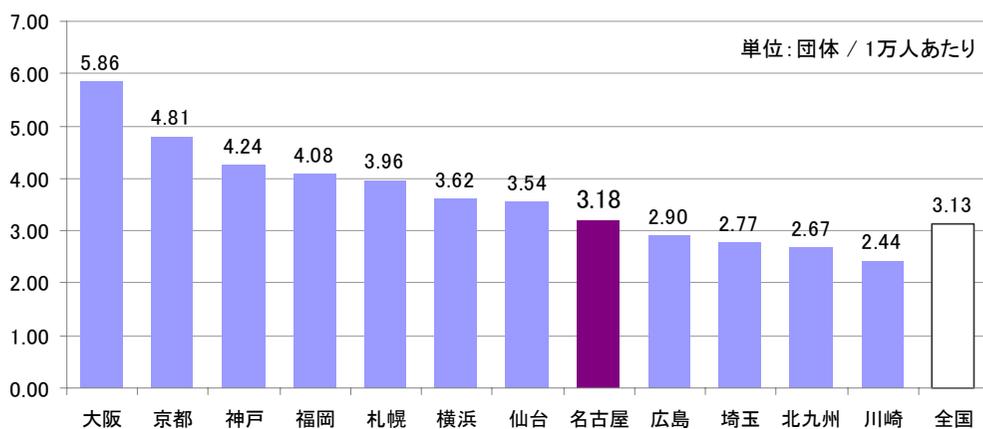
## 名古屋市のNPOってどうなっているの？ (P. 66～の資料編も参照してください)

### (1) NPO法人数の状況 (全国・指定都市・各区)

平成 22 年 12 月末現在の全国及び指定都市の人口 1 万人あたりの NPO 法人数をみると、関西の 3 都市 (大阪・京都・神戸) が多く、次いで福岡・札幌となっており、本市は全国平均とほぼ同じ水準となっています。

また、各区分に分類すると中区・中村区・東区といった中心市街地を持つ区域 (33%)、や千種区・名東区・昭和区などの東部地域 (23%) に比較的多く、地下鉄の沿線に集積する傾向にあります。

表 全国及び指定都市別人口 1 万人あたりの NPO 法人数 (平成 22 年 12 月末現在)



	大阪	京都	神戸	福岡	札幌	横浜	仙台	名古屋	広島	埼玉	北九州	川崎	全国
法人数	1,563	703	653	596	756	1,332	367	719	340	338	262	347	39,847
人口(万人)	267	146	154	146	191	368	104	226	117	122	98	142	12,744

資料：内閣府、愛知県の認証NPO法人一覧

表 市内に主たる事務所があるNPO法人の区別団体数 (平成 22 年 12 月末現在)

	中	千種	中村	北	名東	東	昭和	緑	西	天白	南	熱田	瑞穂	港	中川	守山	全市
法人数	110	62	58	54	49	43	36	31	28	27	26	25	22	22	22	18	633
人口(万人)	7.8	16.0	13.6	16.6	16.1	7.3	10.6	23.0	14.5	15.9	14.1	6.5	10.5	14.9	22.1	16.9	226.4
1万人あたりの団体数	14.1	3.9	4.3	3.3	3.0	5.9	3.4	1.3	1.9	1.7	1.8	3.8	2.1	1.5	1.0	1.1	2.8

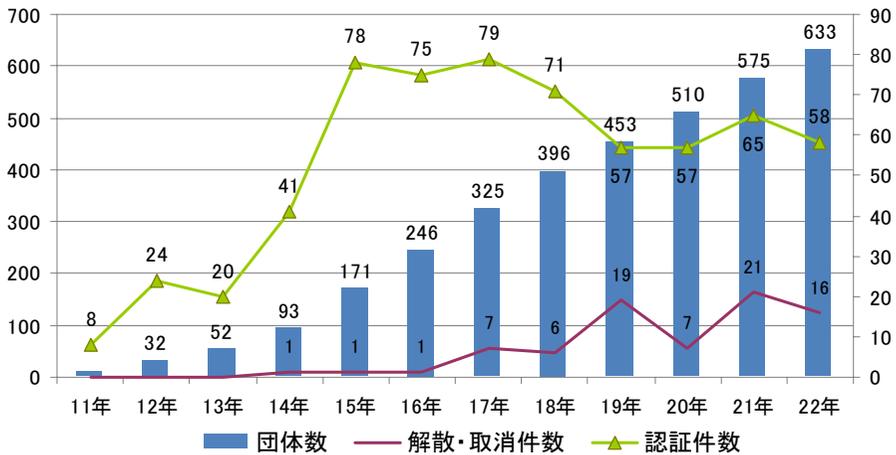
資料：愛知県の認証NPO法人一覧



## (2) NPO法人数の年別推移

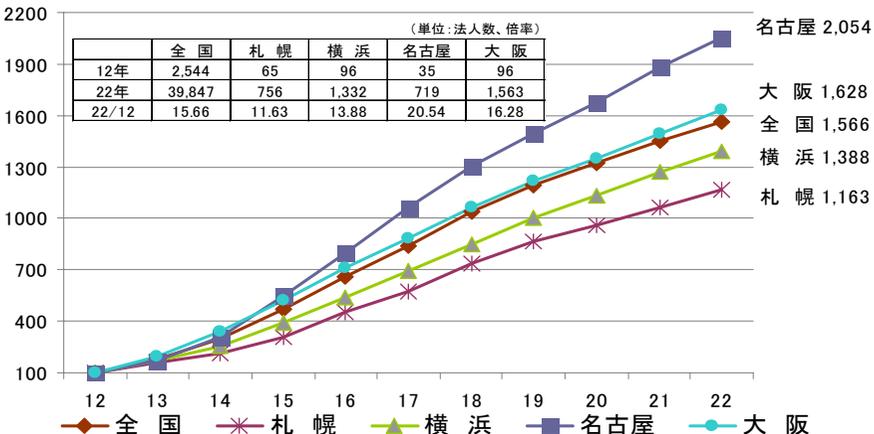
市内のNPO法人の認証件数の推移をみると、認証制度発足当初はそれほど多くはなかったものの、平成15年から18年にかけて年間70団体以上が認証され、平成19年以降も年間60団体前後が認証されています。一方、平成17年以降から、法人を解散又は取り消す団体が発生しています。また、平成12年から10年間で名古屋市のNPO法人数は、約20倍に増加しており、全国平均(15.7倍)や他の指定都市よりも高い伸び率を示しています。

表 市内に主たる事務所があるNPO法人の認証年別の推移(※愛知県認証分のみ)



資料：愛知県の認証NPO法人一覧

表 全国及び主な政令指定都市のNPO法人増加率(12年の認証件数を100とした場合)



資料：内閣府、愛知県の認証NPO法人一覧



はじめに

NPOを知る

基本編

実践編

環境づくり

事例編

資料編

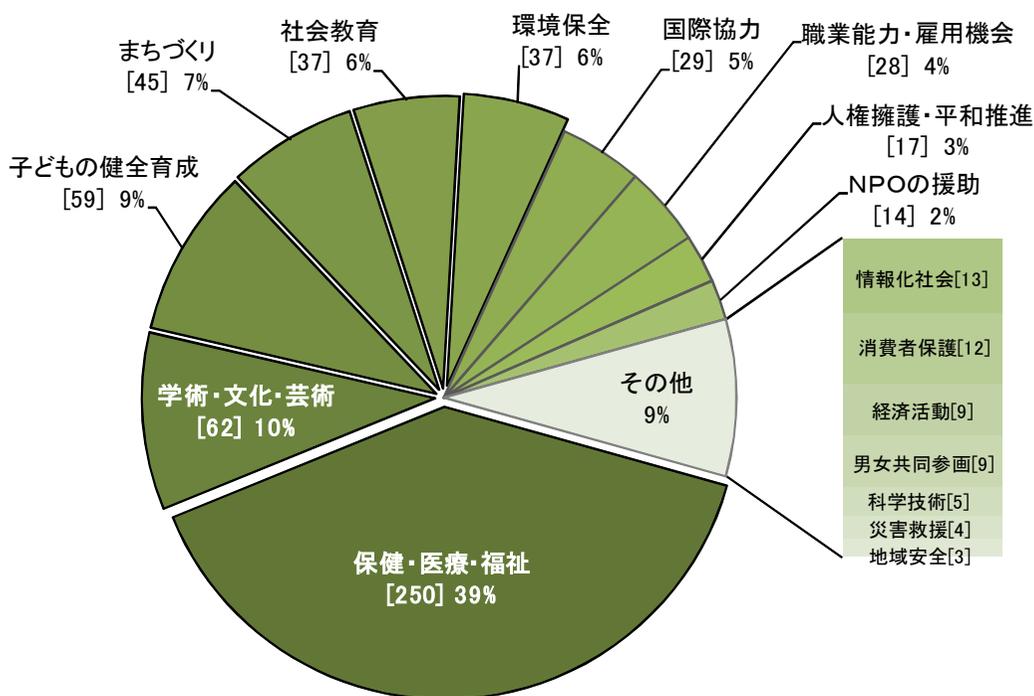
## ～NPOを知ろう～

### (3) 活動分野別NPO法人の状況

市内のNPO法人 633 団体（平成 22 年 12 月末現在；愛知県認証分）を活動分野別（17 分類）に分類すると、上位 6 分野（保健・医療・福祉、学術・文化・芸術、子どもの健全育成、まちづくり、社会教育、環境保全）で全体の 4 分の 3 を占めています。

※ [ ]内は団体数

表 市内に主たる事務所があるNPO法人の分野別団体数（平成 22 年 12 月末現在）



資料：愛知県の認証NPO法人一覧



#### (4) 収入規模・構成の状況

収入規模別の状況をみると、子どもの健全育成、保健・医療・福祉などの分野では、1,000万円以上の規模が最も多い反面、学術・文化・芸術、国際協力の分野では、その半数以上の団体が100万未満となっています。また、収入構成別の内訳をみると、全団体の平均では事業収入等が収入全体の7割以上を占める一方、学術・文化・芸術等の分野では入会金や会費の占める割合が比較的高く、人権擁護・平和推進等の分野では寄付金が、科学技術等の分野では補助金・助成金の割合が高い傾向にあります。

表 活動分野別収入規模別団体内訳（平成20年度）（単位：％）

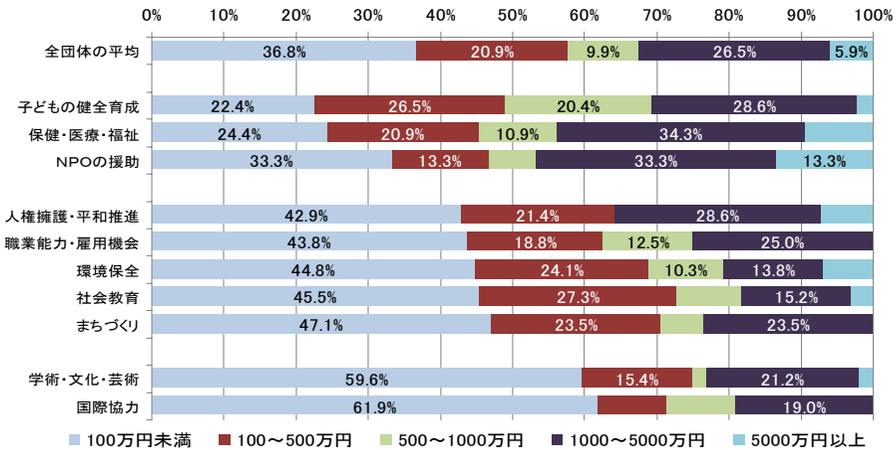
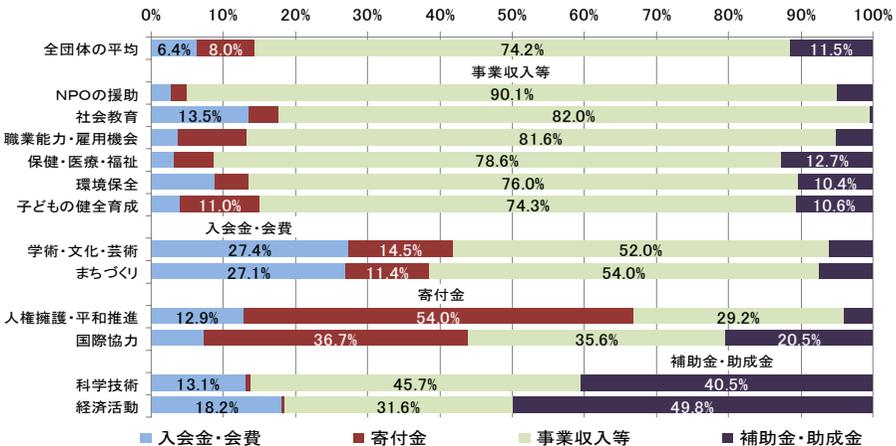


表 活動分野別収入構成別団体内訳（平成20年度）（単位：％）



資料：愛知学泉大学馬場英朗研究室

